

## 掛川市婚活サポーター制度利用規約

(趣旨)

第1条 掛川市婚活サポーター（以下「おせっかい婚活サポーター」という。）が実施する結婚支援について、次のとおり利用規約を定める。

(利用資格)

第2条 「おせっかい婚活サポーター」に対して申込みができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 結婚を前提とした交際を希望している者
- (2) 20歳以上で独身である者
- (3) 掛川市在住である者

(利用方法)

第3条 「おせっかい婚活サポーター」への結婚相談の申込みは、本規約を承認の上、「おせっかい婚活サポーター」登録票（別記様式）及び顔写真付き身分証明書の写し並びに掛川市婚活サポーター制度実施要綱（令和元年9月24日施行）第8条に定める婚活サポーター結婚相談申込書兼同意書を掛川市企画政策部企画政策課に提出するものとする。ただし、掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する者又は過去に該当していた者は、申込みできないものとする。

(利用料)

第4条 結婚相談料は無料とする。

(申込みの有効期間)

第5条 結婚相談の申込みの有効期間（以下「有効期間」という。）は、申込日（第3条に掲げる書類等が掛川市に提出された日）から1年後の日の属する年度の末日までとし、有効期間の末日を経過した場合、おせっかい婚活サポーターによる結婚相談は終了したものとする。ただし、有効期間の末日において、第3条に規定する結婚相談の申込みをした者（以下「結婚相談者」という。）が、結婚相談を継続中である場合においては、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(禁止事項)

第6条 結婚相談者に、次に掲げる行為があったことが判明した場合、掛川市又は「おせっかい婚活サポーター」は、事前の承諾なく「おせっかい婚活サポーター」による結婚相談を中止することができるものとする。

(1) 履歴書等に虚偽の内容の記載及び虚偽の申告をする行為

(2) 結婚相談者のどちらか一方が交際する意思がないことを表明した後に、その相手に連絡又は接近する行為

(3) その他掛川市及び「おせっかい婚活サポーター」が結婚相談者として不適切な行為

(免責事項)

第7条 「おせっかい婚活サポーター」による出会いの仲介後の情報交換及び交際については、結婚相談者各自の責任において行うこととし、掛川市及び「おせっかい婚活サポーター」は一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第8条 掛川市は、結婚相談者への事前通知及び承諾することなく、本規約を随時変更できるものとする。

(個人情報)

第9条 掛川市及び「おせっかい婚活サポーター」は、掛川市個人情報保護条例（平成17年条例第16号）の規定により、知り得た個人情報について、個人の権利利益を侵害することがないよう、その取扱いを適正に行うとともに、「おせっかい婚活サポーター」制度運営の目的以外に利用してはならない。

2 掛川市及び「おせっかい婚活サポーター」は、結婚相談者の承諾なしに、知り得た個人情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令等に基づく開示請求に関しては、この限りでない。

(利用の中止及び終了)

第10条 結婚相談者は、成婚その他の理由により、申し出によって「おせっかい婚活サポーター」による結婚相談を中止又は終了することができる。

附 則

この規約は、令和元年11月7日から施行する。